

「はい、こちら企業の
労働110番です」

電話の主は、ある製造会社の人事担当者でした。「このたび、20年間勤務していた従業員が60歳を迎えました。60歳を超

名北協會相談員日誌 54



「ちかく企業の 労働110番」で

一般社団法人 名北労働基準協会

般社團法人大

勞務十勞保社會特定部門

若井大志

高年齢雇用継続給付について

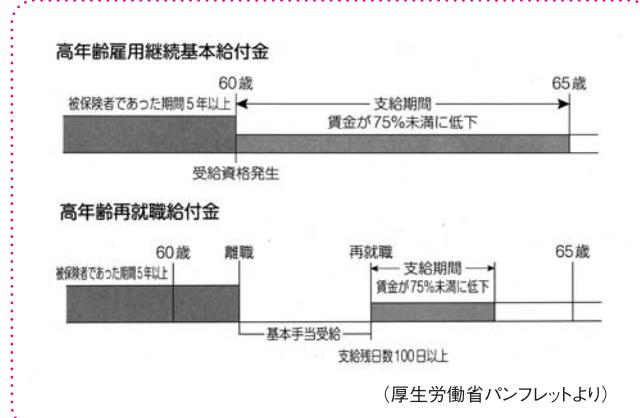
雇用保険には、60歳到
から給付金をもらえると
聞きましたが、どのように
なものなのでしょうか」
というご相談でした。

以上65歳未満の一般被保険者であること、②被保險者であつた期間（注）が5年以上あること、③60歳時点と比較して60歳以後の賃金（みなし賃金

（注）が通算して5年以上あること、③基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金が基本手当の基準となつた賃金日額を30倍した額の75%未満となつてること④再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること、⑤再就職にあたり、再就職手当の支給を受けていないこと。支給期間は、再

達時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される高年齢雇用継続給付があります、とお伝えしました。

を含む)が75%未満となつてゐること。支給期間は、被保険者が60歳に到達した月から65歳に達する月までの間に、各歴月の初日から末日まで被保険者であることが必要で



就職した日の前日における基本手当の支給残日数が200日以上のときは再就職日の翌日から2年を経過する日の属する月までとなり、100日以上200日未満のときは再就職日の翌日から1年を経過する日の属する月までとなり、各歴月の初日から末日まで被保険者であることが必要です。高年齢雇用継続給付の給付金の額は、60歳以後

の各月に支払われた賃金の低下率によつて、支払われた賃金の15%を上限として支給されます。ただし、支給限度額以上の場合や最低限度以下の場合、給付金は支給されません。

今後、少子高齢化が見込まれ、人材を確保することが難しくなることが予想されます。企業としては、高年齢雇用継続給付の制度を使つて、経験豊かな貴重な人材に長く働いてもらえるような環境を作つていくことが必要だと考えられます。